

募集要項資料9

健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー

指定管理者募集 条例・規則集

ア	吹田市健都レールサイド公園の管理運営に関する条例
イ	吹田市健都レールサイド公園の指定管理者に関する規則
ウ	吹田市立図書館条例
エ	吹田市立図書館の管理運営に関する規則
オ	吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則
カ	吹田市都市公園条例
キ	吹田市都市公園条例施行規則

○吹田市健都レールサイド公園の管理運営に関する条例

平成30年吹田市条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、健都レールサイド公園の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 健都レールサイド公園は、北大阪健康医療都市の地域特性を生かし、健都ライブラリーが行う事業と連携して健康の増進を図るための事業を行うことにより、健康寿命の延伸に資することを目的とする。

(事業)

第3条 健都レールサイド公園においては、前条の目的を達成するため、健康の増進に資する施設を公衆の利用に供するほか、次の事業を行う。

- (1) 健康の増進、疾病の予防等に関する講座、研修会等の開催に関すること。
- (2) 健康の増進に資する施設の利用に関する指導及び助言に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事業

(吹田市都市公園条例の適用)

第4条 次条に定めるもののほか、健都レールサイド公園の管理については、吹田市都市公園条例（昭和39年吹田市条例第23号）の定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に健都レールサイド公園の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 制限行為の許可に関する業務
- (3) 制限行為の許可に係る使用料の徴収に関する業務
- (4) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、健都レールサイド公園の管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に健都レールサイド公園の管理を行わせる場合において

は、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、健都ルールサイド公園の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。

- 3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 5 第1項の規定により指定管理者に健都ルールサイド公園の管理を行わせる場合における吹田市都市公園条例の規定の適用については、同条例第4条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条例第10条第1項並びに第15条第1項及び第3項（第2号を除く。）中「市長」とあるのは「市長（制限行為の許可については、指定管理者）」と、同条例第11条第2項中「市長」とあるのは「市長（指定管理者から命ぜられた措置については、指定管理者）」と、同条例第12条第4項第2号中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、同条例第15条第3項第2号中「市長」とあるのは「市長若しくは指定管理者」とする。

（指定管理者候補者選定委員会）

第6条 前条第1項の規定により指定管理者に健都ルールサイド公園の管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項から第4項まで、第6条及び第7条の規定は、公布の日から施行する。

○吹田市健都レールサイド公園の指定管理者に関する規則

平成31年吹田市規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市健都レールサイド公園の管理運営に関する条例（平成30年吹田市条例第37号。以下「条例」という。）の規定に基づき、健都レールサイド公園の指定管理者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定)

第2条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
- (3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第5条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第3条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第4条 指定管理者は、市民が健都レールサイド公園を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第5条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 条例第5条第1項に規定する団体でなくなったとき。
- (2) 条例第5条第3項の指示に従わないとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

(吹田市都市公園条例施行規則の読替え)

第6条 指定管理者が健都レールサイド公園の管理を行う場合における吹田市都市公園条例施行規則(昭和39年吹田市規則第23号)の規定の適用については、同規則第3条第2項前段、第4条及び第6条第2項中「市長」とあるのは、「市長又は指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

第7条 指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 健康増進事業に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内
- (3) 図書館その他の公園施設の管理運営に関し専門的知識若しくは経験を有する者又はその利用者 2人以内
- (4) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第8条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第9条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第10条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第11条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第12条 選定委員会の庶務は、健康医療部北大阪健康医療都市推進室において処理する。

(申請書等の様式)

第13条 この規則に規定する申請書等の様式は、健康医療部長が定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、健都レールサイド公園の指定管理者に関し必要な事項は、健康医療部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成32年4月1日から施行する。

令和2年11月11日現在

○吹田市立図書館条例

昭和27年吹田市条例第183号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)に基づき、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立中央図書館 吹田市出口町18番9号
- (2) 吹田市立千里図書館 吹田市津雲台1丁目2番1号
- (3) 吹田市立さんくす図書館 吹田市朝日町3番501号
- (4) 吹田市立江坂図書館 吹田市江坂町1丁目19番1号
- (5) 吹田市立千里山・佐井寺図書館 吹田市千里山松が丘25番2号
- (6) 吹田市立千里丘図書館 吹田市千里丘上14番33号
- (7) 吹田市立健都ライブラリー 吹田市岸部新町2番の一部及び3番

(管理)

第3条 前条各号に掲げる図書館は、教育委員会が管理する。

(目的)

第4条 第2条各号に掲げる図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供することにより、その教養、調査研究、レクリエーション、視聴覚教育等に資することを目的とする。

- 2 健都ライブラリーは、前項に規定するもののほか、北大阪健康医療都市の地域特性を生かし、健都レールサイド公園において行う事業と連携して健康の増進を図るための事業を行うことにより、健康寿命の延伸に資することを目的とする。

(図書館協議会)

第5条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、中央図書館に吹田市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経

験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者による管理)

第6条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に健都ライブラリーの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第4条第2項に規定する事業の実施に関する業務
 - (2) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、健都ライブラリーの管理に関し教育委員会が必要と認める業務
- 2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者に健都ライブラリーの管理を行わせる場合においては、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、健都ライブラリーの設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。
 - 3 教育委員会は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 4 教育委員会は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(指定管理者候補者選定委員会)

第7条 前条第1項の規定により指定管理者に健都ライブラリーの管理を行わせる場合においては、本市に、教育委員会の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

- 4 委員は、学識経験者その他教育委員会規則で定める者のうちから、必要の都度教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第8条 図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (平成24年9月28日条例第53号)

この条例は、平成25年1月9日から施行する。ただし、第1条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月28日条例第39号)

この条例は、平成32年11月11日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条を第8条とする改正規定、同条の前に2条を加える改正規定(第6条第1項に係る部分を除く。)、第4条第1項の改正規定、同条を第5条とする改正規定、第3条を削る改正規定、第2条の改正規定(同条に1項を加える部分を除く。)、同条を第4条とする改正規定、同条の前に1条を加える改正規定、第1条の改正規定(同条に1号を加える部分を除く。)、同条を第2条とする改正規定及び同条の前に1条を加える改正規定 公布の日
- (2) 第5条を第8条とし、同条の前に2条を加える改正規定(第6条第1項に係る部分に限る。)

平成32年7月1日

令和2年11月11日現在

○吹田市立図書館の管理運営に関する規則

昭和60年吹田市教育委員会規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立図書館条例(昭和27年吹田市条例第183号)第8条及び吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例(平成22年吹田市条例第8号)第22条第1項の規定に基づき、吹田市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分室の位置)

第2条 千里図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市立千里図書館北千里分室
- (2) 位置 吹田市古江台4丁目2番D-7

2 山田駅前図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館山田分室
- (2) 位置 吹田市山田西2丁目5番1号

3 分室の開室日及び開室時間は、別に定める。

(開館時間)

第3条 図書館(健都ライブラリーにあつては、閲覧室に限る。)の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、木曜日及び金曜日については、午前10時から午後8時(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日に当たるときは、午後6時)までとする。

2 健都ライブラリーのうち閲覧室以外の施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第4条 図書館の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(図書館資料の貸出し)

第5条 図書館資料は、館外へ貸し出すことができる。

2 中央図書館は、本市内における団体又は個人に対し、自動車文庫による図書館資料の貸出しを行うことができる。

(利用者の守るべき事項)

第6条 図書館の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気の使用をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において飲食をしないこと。
- (3) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (4) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第7条 図書館の利用者は、施設又は図書館資料その他の附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(図書館資料の寄贈又は寄託)

第8条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (平成25年3月29日教育委員会規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年1月25日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定(「の開館時間」を「(健都ライブラリーにあつては、閲覧室に限る。)の開館時間」に改める部分に限る。)、同条第2項の改正規定(「前項」を「前2項」に改める部分に限る。)及び同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定は、平成32年11月11日から施行する。

○吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則

平成31年吹田市教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立図書館条例（昭和27年吹田市条例第183号。以下「条例」という。）の規定に基づき、健都ライブラリーの指定管理者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定)

第2条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、教育委員会が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
- (3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、条例第6条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第3条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第4条 指定管理者は、市民が健都ライブラリーを利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第5条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第6条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 条例第6条第1項に規定する団体でなくなったとき。
- (2) 条例第6条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(吹田市立図書館の管理運営に関する規則の読替え)

第6条 指定管理者が健都ライブラリーの管理を行う場合における吹田市立図書館の管理運営に関する規則（昭和60年吹田市教育委員会規則第19号）第7条の規定の適用については、同条中「教育委員会に」とあるのは、「、図書館資料の損傷等については教育委員会に、施設又はその他の附属設備等の損傷等については指定管理者に」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

第7条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者 1人以内

(2) 健康増進事業に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(3) 図書館その他公園施設の管理運営に関し専門的知識若しくは経験を有する者又はその利用者 2人以内

(4) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第8条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第9条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第10条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第11条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第12条 選定委員会の庶務は、中央図書館において処理する。

(申請書等の様式)

第13条 この規則に規定する申請書等の様式は、教育長が定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、健都ライブラリーの指定管理者に関し必要

な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成32年11月11日から施行する。

○吹田市都市公園条例

昭和39年吹田市条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。
- (2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

(名称若しくは区域の変更又は廃止の公告)

第3条 市長は、公園の名称若しくは区域を変更し、又は公園を廃止するときは、その名称、所在地その他規則で定める事項を公告しなければならない。

(利用の禁止又は制限)

第4条 市長は、公園施設の損壊その他の理由により公園の利用者に危険が生ずると認められるとき、又は公園の保全若しくは改良のため必要な工事その他の措置を行うときは、公園の区域の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(行為の禁止)

第5条 公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣、魚その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼紙、貼札その他の広告物を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は放置すること。
- (8) たき火をし、又は指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (9) 公衆に危害を及ぼすおそれのある行為又は公衆の迷惑となる行為をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。

(制限行為の許可)

第6条 公園において次に掲げる行為（以下「制限行為」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 募金その他これに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (5) 興行を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地、代表者の氏名及び事業の内容。以下同じ。）
- (2) 制限行為の内容
- (3) 制限行為の目的、期間及び場所
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、申請に係る制限行為により公衆の公園の利用に支障が生じないと認める場合に限り、その許可をすることができる。

4 市長は、第1項の許可に公園の管理のために必要な条件を付することができる。

(制限行為の許可の特例)

第7条 第9条第1項の規定による占用の許可を受けた者は、当該許可を受けた行為については、制限行為の許可を受けることを要しない。

(公園施設の設置又は管理の許可)

第8条 公園施設を設け、又は管理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 公園施設の種類、数量及び位置並びに公園施設の設置に係る申請にあつては、その構造

- (3) 公園施設の設置又は管理の目的及び期間
- (4) 公園施設の管理の方法
- (5) 公園施設の設置に係る申請にあつては、設置工事の期間及び実施方法並びに原状回復の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 公園施設の設置に係る前項の申請書には、設計書、仕様書、図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

4 第6条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。

(占有の許可)

第9条 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、次に掲げる軽微な変更については、同項後段の許可を受けることを要しない。

- (1) 公園の占有をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占有物件」という。）の模様替えて、その外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、占有物件による公園の占有（以下「占有」という。）の目的に付随して行うもの

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 占有物件の種類、構造、数量及び位置
- (3) 占有の目的及び期間
- (4) 占有物件の管理の方法
- (5) 設置工事の期間及び実施方法並びに原状回復の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

4 前項の申請書には、設計書、仕様書、図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

5 第6条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の期間)

第10条 制限行為又は公園施設の設置若しくは管理の許可の期間は、5年を超えない範囲内で

市長が定める期間を超えることができない。

- 2 占用の許可の期間は、10年を超えない範囲内で市長が定める期間を超えることができない。
(届出)

第11条 公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設又は占有物件の設置工事を完了したとき。
- (2) 公園施設の設置若しくは管理又は占有を廃止するとき。
- (3) 公園の原状回復をしたとき。

- 2 第15条第3項又は法第26条第2項若しくは第4項若しくは第27条第1項若しくは第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者は、その措置を履行したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用料)

第12条 制限行為、公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けたときに、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、使用許可の期間が1年を超えるときは、許可を受けた日の属する年度分の使用料を許可を受けたときに、その翌年度以後の各年度分の使用料を当該年度の初めに納付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用料の額が著しく高額であることその他特別の事情があると市長が認めるときは、使用者は、同項の規定により当該年度に納付すべき使用料を、当該年度内において分割して納付することができる。

- 3 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用許可に基づく行為をすることができないとき。
- (2) 第15条第3項第4号から第6号までのいずれかに該当することにより市長が使用許可を取り消したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、使用許可に基づく権利を譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(保証人又は保証金)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用許可について、使用者に保証人を立てさせ、又は保証金を納付させることができる。

2 保証人の資格及び保証金の額は、市長が定める。

(監督処分)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用許可に基づく行為の状況又は使用許可に係る公園施設若しくは占有物件について、職員に検査をさせることができる。この場合において、使用者は、当該検査を拒むことができない。

2 前項の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用許可の取消し若しくはその条件の変更の処分をし、又は使用許可に基づく行為の改善若しくは中止、使用許可に係る公園施設若しくは占有物件の改築若しくは除却、公園の原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。

(3) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。

(4) 使用許可に基づく行為又は使用許可に係る公園施設若しくは占有物件により公衆の公園の利用又は公園の保全に著しい支障が生じたとき。

(5) 公園に関する工事その他の措置を行う必要が生じたとき。

(6) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(工作物等を除却し、保管した場合の告示)

第16条 市長は、公園に放置されていた工作物等を除却し、保管したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 放置されていた場所

(3) 除却し、保管を開始した日時

(4) 保管の場所

2 前項の告示の期間は、工作物等の保管を開始した日から起算して14日間とする。

(保管した工作物等の処分)

第17条 法第27条第6項の規定による保管期間を経過してもなお保管した工作物等を返還す

ることができないときは、市長は、当該工作物等を競争入札若しくは随意契約の方法により売却し、又は廃棄することができる。

- 2 前項の場合において、市長は、その使用年数、損耗の程度等を考慮し、取引の実例価格に基づき当該工作物等の価額を評価するものとする。

(公園予定区域等への準用)

第18条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 中の島公園テニスコート条例（昭和37年吹田市条例第417号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、旧条例に基づいて有料施設の使用の許可を受けている者は、第15条の許可を受けた者とみなす。
- 4 この条例施行の際、旧条例に基づいてこの条例の施行日以後の使用料を納付している者は、第19条に規定する使用料を納付したものとみなす。

附 則（昭和40年3月26日条例第2号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年6月5日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年10月8日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年7月1日から適用する。

附 則（昭和44年12月20日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日条例第11号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月20日条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年6月1日条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表第6の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用し、同日前のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和50年3月26日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年6月30日条例第16号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の条例別表第3から別表第6までの規定は、施行日以後の占用又は使用に係る使用料から適用し、同日前の占用又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年4月1日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月30日条例第8号）

この条例は、昭和54年7月15日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第4の規定は、昭和56年4月1日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年4月1日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年4月15日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第6の規定は、昭和56年4月15日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年4月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月29日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第6の規定は、昭和59年4月1日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第4の規定は、昭和61年4月1日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月29日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第4の規定は、平成3年4月1日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の吹田市都市公園条例別表第4の規定は、平成10年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月24日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日 条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。（ただし書省略）
- 2 及び 3 （省略）

（吹田市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 施行日前に前項の規定による改正前の吹田市都市公園条例の規定によりなされた中の島公園の有料施設に係る処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた吹田市立中の島スポーツグラウンドに係る処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年12月28日 条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第 4 の規定は、平成20年 4 月 1 日以後の占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月28日 条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 制限行為の許可に係る使用料（第12条関係）

種別	金額
物品の販売その他これに類する行為をすること。	1 平方メートルにつき 1 日に200円
業として写真を撮影すること。	1 箇所につき 1 日に1,000円
業として映画を撮影すること。	1 箇所につき 1 日に4,000円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。	1 平方メートルにつき 1 日に 2 円
興行を行うこと。	1 平方メートルにつき 1 日に10円

備考 使用者が会費、入場料その他これらに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額の 2 倍に相当する額の範囲内で、市長が定める額とする。

別表第 2 公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料（第12条関係）

種別	金額
----	----

公園施設を設ける場合	1 平方メートルにつき 1 年に2,000円（水面にあつては、15円）
公園施設を管理する場合	1 平方メートルにつき 1 年に4,000円

備考 公園施設を設け、又は管理する者を公募により選定した場合の使用料の額は、この表に定める額を下回らない範囲内で、当該者が応募した額とする。

別表第3 占用の許可に係る使用料（第12条関係）

種別	金額
第1種電柱	1本につき1年に2,200円
第2種電柱	1本につき1年に3,400円
第3種電柱	1本につき1年に4,600円
第1種電話柱	1本につき1年に1,980円
第2種電話柱	1本につき1年に3,200円
第3種電話柱	1本につき1年に4,400円
その他の柱類	1本につき1年に150円
共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年に20円
地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年に10円
変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年に3,000円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年に1,300円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径10センチメートル未満のもの 1メートルにつき1年に100円
	外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの 1メートルにつき1年に150円
	外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの 1メートルにつき1年に200円
	外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの 1メートルにつき1年に400円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの 1メートルにつき1年に1,000円
	外径1メートル以上のもの 1メートルにつき1年に2,000円
鉄道、軌道その他これらに類する施設	1平方メートルにつき1年に3,000円

	円
マンホールその他これに類するもの	1 平方メートルにつき 1 年に3,000 円
公衆電話所	1 個につき 1 年に3,000円
法第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる仮設工作物及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第 2 項第 9 号に掲げる施設	1 平方メートルにつき 1 月に300円
法第 7 条第 1 項第 6 号に掲げる仮設工作物	1 平方メートルにつき 1 月に1,100 円
令第12条第 2 項第 7 号に掲げる工事用施設及び同項第 8 号に掲げる工事用材料の置場	1 平方メートルにつき 1 月に1,100 円
法第 7 条第 2 項に規定する社会福祉施設	1 平方メートルにつき 1 月に300円

備考

- 1 「第 1 種電柱」とは電柱（電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第 2 種電柱」とは電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、「第 3 種電柱」とは電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 「第 1 種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第 2 種電話柱」とは電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、「第 3 種電話柱」とは電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

○吹田市都市公園条例施行規則

昭和39年吹田市規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市都市公園条例(昭和39年吹田市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公園の名称若しくは区域の変更又は廃止の公告)

第2条 条例第3条の規定により公告する事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 公園の名称を変更する場合 公園の新旧の名称及び位置並びに変更の期日
- (2) 公園の区域を変更する場合 公園の名称、位置及び新旧の区域並びに変更の期日
- (3) 公園を廃止する場合 公園の名称及び位置並びに廃止の期日

(許可の申請)

第3条 制限行為、公園施設の設置若しくは管理若しくは占用の許可(以下「使用許可」という。)又はその内容の変更の許可の申請書及び条例第8条第3項又は第9条第4項の設計書等は、正副2部を提出しなければならない。

2 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可の期間の満了後引き続き同一の内容の使用許可を受けようとするときは、許可の期間の満了する日の5日前までに、市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、条例第8条第3項又は第9条第4項の設計書等の添付を省略させることができる。

(許可)

第4条 市長は、使用許可又はその内容の変更の許可をするときは、申請書の副本に必要な事項を記載して押印した許可証を申請者に交付する。

(許可の期間の上限)

第5条 条例第10条第1項の市長が定める期間は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 制限行為の許可 1年以内
- (2) 公園施設の設置又は管理の許可 5年以内

2 条例第10条第2項の市長が定める期間は、次の各号に掲げる占有物件の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる物件以外の物件 5年以内
- (2) 郵便差出箱若しくは信書便差出箱又は公衆電話所 3年以内
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物又は都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第2項第9号に掲げる施設 6月以内
- (4) 法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物、令第12条第2項第7号に掲げる工事中施設又は同項第8号に掲げる工事中材料の置場 3月以内
- (5) 法第7条第2項に規定する社会福祉施設 10年以内

3 使用許可の内容の変更の許可をする場合における前2項の規定の適用に関し必要な事項は、市長が定める。

（届出）

第6条 条例第11条の届出は、届出に係る事実を証する書類を添えて行わなければならない。

2 使用者は、使用者又は保証人の氏名又は住所（法人にあつては、名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（使用料の額）

第7条 条例第12条第1項の市長が定める額は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

2 使用料の額は、次に定めるところにより算定する。

- (1) 年を単位とする使用料の額を算定する場合において、許可の期間に1年未満の端数があるとき又は許可の期間が1年未満であるときは、月割計算により算定する。
- (2) 月を単位とする使用料の額を算定する場合又は前号の場合において、許可の期間に1月未満の端数があるとき又は許可の期間が1月未満であるときは、これを1月として算定する。
- (3) 平方メートル又はメートルを単位とする使用料の額を算定する場合において、使用許可の内容に1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるとき又は使用許可の内容が1平方メートル若しくは1メートル未満であるときは、これを1平方メートル又は1メートルとして算定する。
- (4) 前3号の規定により計算した額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未

満であるときは、これを10円として算定する。

3 使用許可の内容の変更の許可を受けた場合の使用料の額は、前項各号及び次に定めるところにより算定する。

(1) 制限行為の内容、設置する公園施設の種類、管理する公園施設の種類及び位置又は占有物件の種類の変更をしたときは、変更後の使用許可の内容について新たに算定する。

(2) 前号に規定する変更以外の変更をしたときは、変更後の使用許可の内容のうち変更により追加する部分について新たに算定する。

(使用料の減額又は免除)

第8条 条例第12条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共的団体が主催して制限行為を行う場合は、免除する。

(2) その他市長が特別の理由があると認める場合は、市長が定めるところにより減額し、又は免除する。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書及び市長が必要と認める書類の正副2部を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地、代表者の氏名及び事業の内容。以下同じ。）

(2) 申請に係る制限行為の内容又は公園施設若しくは占有物件の種類

(3) 減額又は免除の理由

3 市長は、使用料の減額又は免除をするときは、使用料減額・免除申請書の副本に必要な事項を記載して押印した通知書を申請者に交付する。

(使用料の還付)

第9条 条例第12条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 条例第12条第4項第1号に該当する場合 使用許可に基づく行為をすることができない期間に係る使用料の額

(2) 条例第12条第4項第2号に該当する場合（使用者の責めに帰することができない理由により使用許可を取り消した場合に限る。） 使用許可を取り消した期間に係る使用料の額

(3) 条例第12条第4項第3号に該当する場合 市長が定める額

2 年又は月を単位とする使用料の還付を行う場合において、還付の対象となる期間に1月未

満の端数があるとき又は還付の対象となる期間が1月未満であるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定により計算した還付額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 許可を受けた制限行為の内容又は公園施設若しくは占用物件の種類

(保証人)

第10条 条例第14条第1項の保証人は、市内に居住する者でなければならない。

2 市長は、保証人が市内に居住しなくなつたときその他保証人が適当でないと認めるときは、その変更を求めることができる。

3 保証人は、市に対し、使用者と連帯して、使用許可に基づく債務及び使用許可に基づく行為によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

(保証金)

第11条 条例第14条第1項の保証金の額は、当該使用料の額の3倍に相当する額とする。

2 保証金には、利子を付さない。

(申請書等の様式)

第12条 条例及びこの規則に規定する申請書等の様式は、土木部長が定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年6月5日規則第28号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に使用許可をした有料施設の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和42年6月6日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年12月25日規則第60号)

この規則は、昭和45年1月1日から施行する。

附 則 (昭和48年6月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和51年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の規則別表第2から別表第5までの規定は、施行日以後の占有又は使用に係る使用料から適用し、同日前の占有又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年5月17日規則第38号)

この規則は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則(昭和54年5月21日規則第20号)

この規則は、昭和54年7月15日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の吹田市都市公園条例施行規則別表第3の規定は、昭和56年4月1日以後の占有に係る占有料から適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

附 則(昭和56年4月1日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和56年4月15日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の吹田市都市公園条例施行規則別表第5の規定は、昭和56年4月15日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年5月17日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月18日規則第64号)

この規則は、昭和58年3月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月31日規則第17号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の吹田市都市公園条例施行規則別表第5の規定は、昭和59年4月1日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年6月10日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の吹田市都市公園条例施行規則別表第3の規定は、昭和61年4月1日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年3月31日規則第11号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月9日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年1月20日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成3年3月29日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の吹田市都市公園条例施行規則別表第3の規定は、平成3年4月1日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年5月24日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成6年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成10年3月31日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市都市公園条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第3の規定は、平成10年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、現に占用の許可を受けている者（次項に規定する者を除く。）の当該占用物件に係る平成10年度以降の各年度の占用料の額は、新規則の規定により算出した当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.1を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、新規則の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。

- 4 この規則の施行の際、現に占用の許可を受けている電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第8項に規定するガス事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者（以下「電気事業者等」という。）が納付すべき平成10年度以降の各年度の占用料の額の合計額は、電気事業者等の当該占用物件に係る占用料の支払業務を行っている事業所ごとに新規則の規定により算出した当該占用物件について徴収すべき占用料の総額（以下単に「占用料の総額」という。）が当該年度の前年度の占用料の総額に1.1を乗じて得た額（以下「調整占用料総額」という。）を超える場合には、新規則の規定にかかわらず、当該調整占用料総額とする。

附 則 (平成10年11月6日規則第46号)

この規則は、平成11年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年2月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日規則第5号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第17号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月20日規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年 3 月31日まで使用することができる。

附 則（平成19年 3 月30日規則第20号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月25日規則第 9 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日規則第33号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第24号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月23日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 制限行為の許可に係る使用料（第 7 条関係）

種別	金額
物品の販売その他これに類する行為をすること。	1 平方メートルにつき 1 日に200円
業として写真を撮影すること。	1 箇所につき 1 日に1,000円
業として映画を撮影すること。	1 箇所につき 1 日に4,000円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。	1 平方メートルにつき 1 日に 2 円
興行を行うこと。	1 平方メートルにつき 1 日に10円

備考 使用者が会費、入場料その他これらに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

別表第 2 公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料（第 7 条関係）

種別	金額
----	----

公園施設を設ける場合	1平方メートルにつき1年に2,000円（水面にあつては、15円）
公園施設を管理する場合	1平方メートルにつき1年に4,000円

備考 公園施設を設け、又は管理する者を公募により選定した場合の使用料の額は、この表に定める額を下回らない範囲内で、当該者が応募した額とする。

別表第3 占用の許可に係る使用料（第7条関係）

種別	金額	
第1種電柱	1本につき1年に2,200円	
第2種電柱	1本につき1年に3,400円	
第3種電柱	1本につき1年に4,600円	
第1種電話柱	1本につき1年に1,980円	
第2種電話柱	1本につき1年に3,200円	
第3種電話柱	1本につき1年に4,400円	
その他の柱類	1本につき1年に150円	
共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年に20円	
地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年に10円	
変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年に3,000円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年に1,300円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径10センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に100円
	外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に150円
	外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に200円
	外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に400円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年に1,000円
	外径1メートル以上のもの	1メートルにつき1年に2,000円
鉄道、軌道その他これらに類する施設	1平方メートルにつき1年に	

	3,000円
マンホールその他これに類するもの	1平方メートルにつき1年に 3,000円
公衆電話所	1個につき1年に3,000円
法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設	1平方メートルにつき1月に300円
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物	1平方メートルにつき1月に 1,100円
令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場	1平方メートルにつき1月に 1,100円
法第7条第2項に規定する社会福祉施設	1平方メートルにつき1月に300円